

教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり発令（6件）したのでお知らせします。

記

I

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（区部）
- (2) 職 名 実習助手
- (3) 年 齢 21歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

減給5分の1 1月

3 発令年月日

令和5年9月13日

4 処分理由

令和4年12月1日から令和5年2月27日までの間に、1日の私事欠勤8回、4時間未満の私事欠勤1回、4時間以上の届出のある遅参1回及び4時間未満の届出のある遅参7回を行った。

II

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（多摩地域）
- (2) 職 名 教諭
- (3) 年 齢 57歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

減給10分の1 3月

3 発令年月日

令和5年9月13日

4 処分理由

平成30年5月15日に体罰により懲戒処分を受けたにもかかわらず、令和4年12月8日、勤務校教室前廊下において、当時同校第1学年男子生徒を指導した際、右手のひらで同生徒の左頬をたたくとともに、右手のひらで同生徒の頭頂部をたたくなどの体罰を行うなどした。

また、体罰について速やかに管理職に報告すべきところ、これを怠った。

III

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 35歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

減給10分の1 1月

3 発令年月日

令和5年9月13日

4 処分理由

令和4年12月7日、勤務校体育館において、当時同校第6学年男子児童を指導した際、両腕で同児童の両足のふくらはぎ付近を抱えて脇に挟み、回転しながら同児童を振り回すなどの体罰を行うなどした。

また、体罰について速やかに管理職に報告すべきところ、これを怠った。

IV

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 35歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

戒告

3 発令年月日

令和5年9月13日

4 処分理由

平成30年度勤務校児童の保護者からの徴収金により購入した副教材テスト計2,254枚について、年間指導計画に基づいて適切な時期に実施、採点及び返却を行うべきところ、同2,254枚のうち、計376枚を返却しないなどした。

V

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 4 1 歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

戒告

3 発令年月日

令和5年9月13日

4 処分理由

令和3年度勤務校児童の保護者からの徴収金により購入した副教材テスト計2,343枚について、年間指導計画に基づいて適切な時期に実施、採点及び返却を行うべきところ、同2,343枚のうち、計765枚を返却しなかった。

VI

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（多摩地域）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 3 3 歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

戒告

3 発令年月日

令和5年9月13日

4 処分理由

令和3年度勤務校児童の保護者からの徴収金により購入した副教材テスト計1,848枚について、年間指導計画に基づいて適切な時期に実施、採点及び返却を行うべきところ、同1,848枚のうち、計278枚を返却しないなどした。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課
電話 03-5320-6798（直通）